

必読

暮らしの法律ナビ

No.76 生活に関する公的な
支援制度について

新型コロナウイルスの影響で生活困窮者が増加している。従来から存する生活資金を支援する公的の制度を紹介する。

賄うことが困難である費用（滞納している公共料金の立て替えや債務整理の必要経費等）。

①住居確保給付金↓離職

等により経済的に困窮し住宅を喪失又は喪失する

計の維持が困難となった場合の少額な費用。

おそれのある方に対して家賃の一部を給付する。

詳細はWEB等で確認

金額は自治体により異なり最長9カ月間です。

協議会や市役所で相談も受け付けている。

②総合支援資金の貸付制

度↓①「生活支援費」生

活再建までの間に必要な生活費用②「住宅入居費」

できる。窓口は社会福祉

敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶための費用

協議会や市役所で相談も受け付けている。

③「一時生活再建費」生

活を再建するため一時的

に必要なかつ日常生活費で

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>